

第IV章. 運営及び体制

春日山原始林の保全事業を円滑に実施していくための適切な運営方法ならびに体制を構築する。具体の体制としては、管理主体である県を中心に永続的に保全事業を実施する体制を整えた上で、県民、春日山原始林の保全に関心のある活動団体や民間企業など、多様な主体の参画を促し体制の充実を図る。

特に、春日山原始林は、年間 1000 万人以上が訪れる奈良公園の一部として国内外に広くその価値が周知されている森林であり、良好な風致景観や生物多様性の保全など、原生的な照葉樹林として多様な役割を担っている森林であることから、県が一連の取組をトータルにマネジメントしながら、下図に示すような適切な役割分担のもと多様な主体との連携・協働を図る。

(1) 多様な主体との連携・協働による保全事業の実施

広大な春日山原始林の保全を達成するため、管理主体のパートナーと、県民、NPO法人、活動団体、民間企業等、春日山原始林の保全に関心のある多様な主体が連携・協働できる仕組みづくりを進める。

春日山原始林の保全の取組を情報発信し、多くの県民が春日山原始林に関心を持ち、保全事業への参加を望む際に、その受け皿となる組織が必要となる。そこで、活動団体を中心に受け皿となる組織を設立し、「春日山原始林の保全に関する“①普及啓発”」、「学習会の開催などによる保全事業に関する情報提供、さらには、モニタリング調査の補助など、実作業への参加の窓口の役割を担う“②ワンストップ窓口”」、「実作業を行う際の道具等の貸出、奈良公園活性化基金をはじめ助成に関する申請や各種許認可等の手続きを代行する“③サポート”」、「参加者の要望等を踏まえ、様々なイベント等の“④企画立案”」の4つの役割を担う組織づくりが望まれる。

当面は、管理主体である県が多様な主体が連携・協働できる仕組みづくりの中心的な役割を担うこととするが、将来的には、春日山原始林の調査・研究活動を実施する研究者や専門家、県内の森づくり活動を進める既存の団体や県民により構成される組織へその役割を緩やかに移行していけるよう、担い手の発掘に取り組むとともに、新たな担い手の育成推進を目的とした各種普及啓発活動等に取り組んでいくこととする。

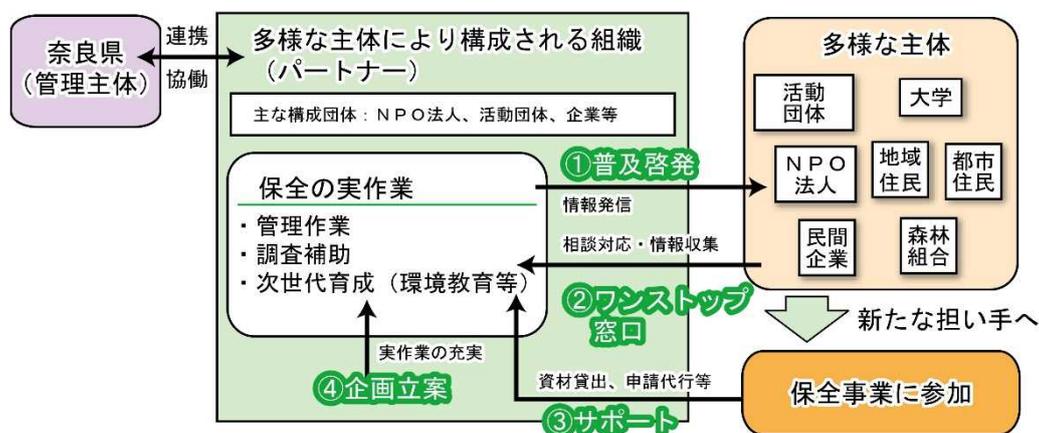


図 45 春日山原始林の保全に向けた多様な主体との連携・協働のイメージ

(2) 県における保全事業のトータルマネジメント

管理主体である県は、従来どおり、植生保護柵の設置やナラ枯れ被害状況の巡視や対策等、管理作業を着実にを行うとともに、奈良公園基本戦略に基づき「春日山原始林の再生」、「奈良のシカの適切な保護・育成」、「奈良公園平坦部の植生の適切な維持・管理」の一連の取組を相互に調整しながら、春日山原始林を含む奈良公園の価値を積極的に維持し、さらなる魅力向上に努める。

また、県は、奈良公園の管理に関わる関係機関（春日大社、興福寺、東大寺等）への説明・協力、関連法規制、関連計画との調整等、保全事業を円滑に実施していきけるよう、事業全体をトータルにマネジメントしていくこととする。

(3) 専門家（学識経験者等）の指導および助言

保全計画の策定にあたっては、自然環境、生態系、歴史、景観等の専門家（学識経験者等）の知見を十分に反映し、春日山原始林とシカとの共生、シカと人との共生を踏まえた計画を策定できるよう、委員会を設置し検討を進めてきた。

保全計画とりまとめ後も、本委員会の継続開催を検討し、春日山原始林の保全に向けた各種取り組みに対して専門家（学識経験者等）からの指導、助言を受けながら良質な保全方策を展開するための体制を構築することとする。

(4) 行政間における連携の強化

文化庁および、市、国（林野庁等）等の多くの関係機関が、春日山原始林の保全に向けて認識を共有し、相互に情報交換をおこなう機会を確保できるよう、行政間における連携の強化を図ることとする。

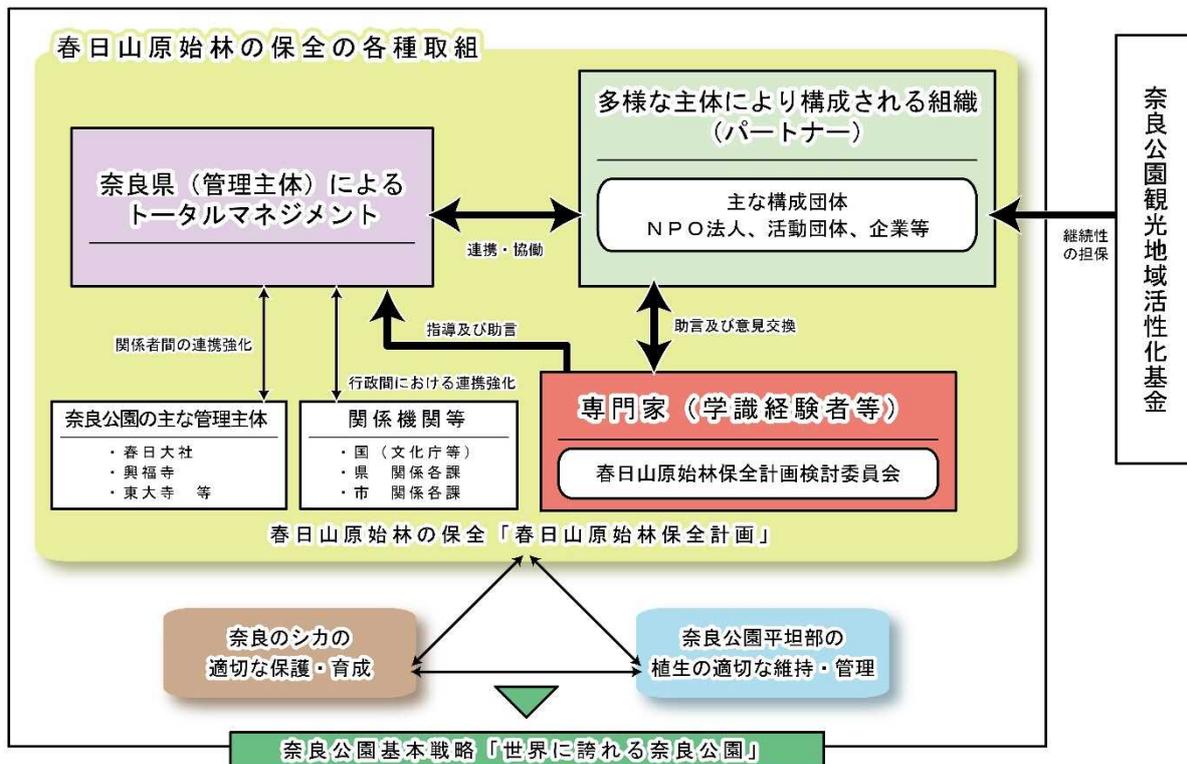


図 46 春日山原始林の保全に向けた運営及び体制のイメージ